

薬生食輸発1223第1号
令和4年12月23日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産食品のアフラトキシン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和4年12月20日付け薬生食輸発1220第3号)により通知したところである。

今般、輸入時の検査命令において、下記施設の製造したごまの種子及び落花生を含むベトナム産食品からアフラトキシンが検出されたことから、同通知の別表4を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

HOANG GIANG JOINT STOCK COMPANY